

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係） 一～六十三（略） 六十四 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号） 六十五～六十七（略） 六十八 仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第八号）</p>	<p>別表（第一条関係） 一～六十三（略） 六十四 資金移動業の指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第八号） 六十五～六十七（略） （新設）</p>